

議第103号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項および第2項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。